

第4回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成24年6月13日提出

I 件数 21件

【内訳】議案 12件（条例関係 3件、予算関係 6件（うち補正予算5件、専決処分  
の報告・承認1件）、その他 3件）  
報告 9件（予算繰越 8件、報告1件（専決処分 2件））

II 議案の要旨

＜条例関係＞

議案第60号 南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する平成24年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 国民健康保険税の減免（第3条関係）

(1) 死亡等による減免

主たる生計維持者が次のいずれかに該当することとなったときは、その世帯における納税義務者に対する保険税の全額を免除する。

- ①東日本大震災により死亡し又は重篤な傷病を負ったとき。
- ②東日本大震災により主たる生計維持者の行方が不明であるとき。

(2) 主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明による減免

東日本大震災により主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯の場合、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税との差額を減免する。

(3) 住宅損害による減免

東日本大震災により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯の場合、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額に、次の表の左欄の区分に応じ、同表右欄の割合を乗じて得た額を減免する。ただし、長期避難世帯に属する者は、損壊の程度にかかわらず全壊とみなす。

損壊の程度	減免の割合
全壊	10分の10
大規模半壊・半壊	10分の5
※被害の程度は、り災証明書で証明された被害の程度をいう。	

(4) 収入減による減免

東日本大震災により平成24年中の主たる生計維持者の事業収入等が平成22年中の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）と比して減少することが見込まれ、次の条件の全てに該当する世帯の場合、下記の表により減免する。

《条件》

- ①平成24年中の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が、平成22年中の当該収入の10分の3以上であること。
- ②平成22年中の保険税に係る合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の平成22年中の所得の合計額が400万円以下であること。

《減免割合》

平成22年中の合計所得合計額	対象保険税額	減免の割合
300万円以下	当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額に、減少することが見込まれる事業収入等に係る平成22年中の所得の合計額を乗じて得た額を、当該世帯の平成22年中の合計所得金額で除して得た額	10分の10
300万円を超え 400万円以下		10分の8
400万円を超え 550万円以下		10分の6
550万円を超え 750万円以下		10分の4
750万円を超え 1,000万円以下		10分の2

備考

- 1 事業等の廃止及び失業の場合は、平成22年中の合計所得金額にかかわらず保険税の全部を免除する。
- 2 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税の軽減制度の対象となるものについては、まず平成23年中の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税の軽減を行うこととし、給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。
- 3 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定する。
  - ア 中欄の当該世帯の平成22年中の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いること。
  - イ 左欄の平成22年中の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いること。

(5) 旧警戒区域等による減免

旧警戒区域・旧計画的避難区域（現在の避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域）及び旧緊急時避難準備区域の対象世帯（当該指示が解除となり、避難又は退避を行っていた場合を含む。）について、保険税の全額を免除する。

(6) 特定避難勧奨地点による減免

特定避難勧奨地点の住居に居住していたため避難を行っている世帯（解除となり、避難を行っていた場合を含む。）について、特定避難勧奨地点の特定した旨の通知があった日の属する月分以降の保険税の全額を免除する。

(7) 減免の期間

① 上記(1)～(4)の保険税の減免は、平成24年4月1日から平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限が到来する平成24年度分の保険税のうち、平成24年4月分から9月分までに相当する月割算定額に限り適用する。

② 上記(5)、(6)保険税の減免は、平成24年4月1日から平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限が到来する平成24年度分の保険税について適用する。

(8) その他の減免の期間

① 加入手続きが行われなかったため、平成24年3月分以前の保険税の納期限が平成24年4月1日以降に設定されている場合  
⇒ 平成23年3月分以降の保険税

② 平成24年9月30日までの間に行方不明者の行方が明らかになった場合  
⇒ 行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険税

(9) その他

⇒ 2以上の減免規定に該当するときは、最も減免の額の大きいものを適用

## 2 介護保険料の減免（第4条関係）

(1) 死亡等による減免

第1号被保険者又は主たる生計維持者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該第1号被保険者に対する介護保険料の全額を免除する。

① 東日本大震災により死亡し又は障がい者となり、若しくは重篤な傷病を負ったとき。

② 東日本大震災により主たる生計維持者の行方が不明であるとき。

(2) 住宅損害による減免

東日本大震災により第1号被保険者の居住する住宅に損害を受けた場合、次の表の左欄の区分により当該第1号被保険者に対する介護保険料を減免する。ただし、長期避難世帯に属する者は、損壊の程度にかかわらず全壊とみなす。

損壊の程度	減免の割合
全壊	10分の10
大規模半壊・半壊	10分の5
※被害の程度は、り災証明書で証明された被害の程度をいう。	

(3) 収入減による減免

東日本大震災により平成24年中の主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を除く。）が、平成22年中における当該事業収入等の額の合計額の10分の3以上である場合におけるその世帯の第1号被保険者の介護保険料については、次の区分により減免する。

平成22年中の合計所得金額	対象保険料額	減免の割合
200万円以下であるとき。	第1号保険料額に、第1号被保険者の属する主たる生計維持者の平成22年中における合計所得金額に占める被災により減少した事業収入等に係る平成22年中の所得金額の割合を乗じて得た額	10分の10
200万円を超えるとき。	第1号保険料額に、第1号被保険者の属する主たる生計維持者の平成22年中における合計所得金額に占める被災により減少した事業収入等に係る平成22年中の所得金額の割合を乗じて得た額	10分の8。ただし、第1号被保険者の属する主たる生計維持者が失業し、又は事業を廃止したこと等により、当分の間、収入が見込めない場合は、10分の10

ただし、南相馬市東日本大震災等による被災者に対する市税等の減免に関する条例（平成23年南相馬市条例第13号）第7条第3項の規定による介護保険料の減免（以下「平成23年度減免」という。）を受けた第1号被保険者は、平成24年中の主たる生計維持者の事業収入等が増加する場合でも、平成23年度減免の例により、平成24年度分の介護保険料を減免する。

(4) 旧警戒区域等による減免

旧警戒区域・旧計画的避難区域（現在の避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域）及び旧緊急時避難準備区域の第1号被保険者（当該指示が解除となり、避難又は退避を行っていた場合を含む。）について、介護保険料の全額を免除する。

(5) 特定避難勧奨地点による減免

特定避難勧奨地点の住居に居住していたため避難を行っている第1号被保険者（解除となり、避難を行っていた場合を含む。）について、特定避難勧奨地点の特定した旨の通知があった日の属する月分以降の介護保険料の全額を免除する。

(6) 減免の期間

- ① 上記(1)～(3)の介護保険料の減免は、平成24年4月1日から平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する平成24年度分の介護保険料のうち、平成24年4月分

から9月分までに相当する月割算定額に限り適用する。

② 上記(4)、(5)の介護保険料の減免は、平成24年4月1日から平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する平成24年度分の介護保険料について適用する。

(7) その他の減免の期間

① 転入手続等が行われなかったため、平成24年3月分以前の介護保険料の納期限が平成24年4月1日以降に設定されている場合

⇒ 平成23年3月分以降の介護保険料

② 平成24年9月30日までの間に主たる生活維持者の行方が明らかになった場合

⇒ 行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの介護保険料

(8) その他

⇒ 2以上の減免規定に該当するときは、最も減免の額の大きいものを適用

### 3 施行日等

公布の日から施行し、平成24年度の国民健康保険税及び介護保険料について適用する。

## 議案第61号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

### 【趣旨】

外国人登録法の廃止に伴い、関係条例の条文を整理するため、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 法改正の概要

日本に入国・在留する外国人が年々増加し、現行の外国人登録制度に代えて、日本人と同様に外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっていることから、住民基本台帳法等の一部改正法が平成24年7月9日に施行され、外国人登録法が廃止されることとなった。

#### 【住民基本台帳法の一部改正関係】

外国人住民は同法の適用対象となり、住民票が作成される。

〈対象者〉 中長期在留者、特別永住者等

#### 【出入国管理及び難民認定法等の一部改正関係】

外国人登録証明書に代わって、在留期間が3か月を超える中長期在留者には「在留カード」、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付される。

## 2 関係条例の改正

### (1) 南相馬市印鑑の登録及び証明に関する条例

- ①登録資格に関する規定から「外国人登録法」を削除する。
- ②印鑑登録の申請手続の際、本人確認に持参する「外国人登録証明書」を「在留カード若しくは特別永住者証明書」に改める。
- ③印鑑の登録拒否に関する規定から「外国人登録原票」を削除する。

### (2) 南相馬市下水道条例

- ①排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請書類の規定から「外国人登録原票記載事項証明書及び身分証明書」を、責任技術者の登録申請書類の規定から「外国人登録原票記載事項証明書」を削除する。

### (3) 施行日

平成24年7月9日

## 3 市内外国人登録者数<参考>

総数 134人

【内訳】平成24年5月31日現在

国籍別	フィリピン	中国	韓国・朝鮮	タイ	その他
人数	49	39	19	6	21

### 議案第62号

### 南相馬市語学指導を行う外国青年の報酬、費用弁償等に関する条例制定について

#### 【趣旨】

語学指導を行う外国青年の報酬、費用弁償等の支給に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

#### 【主な内容】

総務省、外務省、文部科学省3省によるJETプログラム運用改善検討結果により、JETプログラム参加者の報酬額の見直し、及びJETプログラムに関する一部用語の変更がされたところである。

※ JETプログラム・・・語学指導等を行う外国青年招致事業

## 1 JETプログラムの運用改善

### (1) 報酬額の見直し

再任用されたJET参加者の税控除後の報酬額が、勤務年数の経過とともに前年の水準を下回ることがないように見直しが行われた。

(年間報酬額)				
見直し前		見直し後		
税控除後の額で 360万円程度	<b>【見直し理由】</b> ① 給与計算事務の簡素化 ② J E T プログラム参加者に対する再任用のインセンティブ（意欲、動機付け）	税控除前の額で		
		区分 (任用期間)	報酬(月額)	年額 (税控除前)
		1年目	28万円	336万円程度
		2年目	30万円	360万円程度
		3年目	32万5,000円	390万円程度
		4年目	33万円	396万円程度
		5年目以降	33万円	396万円程度
備考 報酬は、社会保険料を含む。				

(2) J E T プログラムに関する一部用語の変更

従来、民間企業における雇用契約を念頭とした用語（契約、解雇など）を使用してきたが、これについては、地方公務員である J E T 参加者には適切でないとの総務省公務員課の指摘を受け、用語の整理が行われた。

また、特別職の非常勤職員である J E T 参加者の身分を考慮し、「給料」、「旅費」を「報酬」、「費用弁償」に改められた。

2 条例制定の必要性

普通地方公共団体の職員に対する給与その他の給付については、地方自治法第203条の2及び第204条の規定により、その額及び支給方法は条例で定めなければならないことから、次のとおり身分などを整理し、新たに条例を制定するものである。

(1) J E T プログラム参加者の身分

外国語教育の補助という特定の学識・経験を要する職であり、補助的な業務を担当し、原則1年以内の任期がある職であるため、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の臨時・非常勤職員としての任用が想定されている。

(2) J E T プログラムによらない外国青年の身分

上記(1)と同様の身分として整理する。

3 条例の内容

(1) 報酬（第3条関係）

報酬は、月額33万円を超えない範囲とする。

(2) 費用弁償（第4条関係）

外国青年が職務のため旅行するときは、南相馬市職員等の旅費に関する条例の定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。赴任、帰国のための費用についても弁償する。

(3) 住居手当等（第5条関係）

南相馬市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により、住居手当及び通勤手当を支給する。

(4) 支給方法（第6条関係）

報酬等の支給方法は、南相馬市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

4 施行日

平成24年7月1日

《補正予算関係》

**議案第63号 平成24年度南相馬市一般会計補正予算について**

**議案第64号 平成24年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について**

**議案第65号 平成24年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について**

**議案第66号 平成24年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について**

**議案第67号 平成24年度南相馬市病院事業会計補正予算について**

**議案第68号 専決処分の報告及びその承認について**

**【趣旨】**

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

**【専決第6号 平成24年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について 平成24年5月31日専決】**

1 専決の理由

平成23年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計において、市有地貸付収入に不足が生じることから、その不足額を繰上充用するため、平成24年度南相馬市工



場用地等整備事業特別会計補正予算を平成24年5月31日付けで専決処分した  
もの。

## 2 繰上充用が必要となった理由

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、信田沢工業団地  
に入居している企業が一時操業を休止し、売上げが減少したため、工場及び用地賃  
借料の年度内の支払いが困難となり、歳入と見込んでいた財産収入に不足が生じた  
ため。

## 3 繰上充用額

2,915千円

## 《その他》

### 議案第69号 工事請負契約の締結について

#### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定  
により議会の議決を求めるもの。

#### 【主な内容】

契約の目的	南相馬チャンネル施設整備工事
施工場所	南相馬市原町区・鹿島区地内
契約の相手方	石川県金沢市南町2番1号 株式会社ヨーズマー
契約の金額	354,012,750円
契約の方法	随意契約

### 議案第70号 財産の取得について

#### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に  
より議会の議決を求めるもの。

#### 【主な内容】

取得の目的	住民一人一人の放射性物質に対する不安の解消と安全・安心を 確保するため。
-------	---

取得する動産 及び予定数量	【放射線量測定器】 品名：高機能積算線量計 19,701台
取得予定金額	689,456,196円（1台当たり34,996円）
取得の方法	随意契約
取得の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目154番地 エスジェイビ有限責任事業組合

**【購入機器】**

品名	型式	予定数量
高機能積算線量計	富士電機株式会社製 型式：DOSEe (NRE) 検出器：シリコン半導体検出器 寸法：120(W)×46(H)×15(D) mm	19,701

**議案第71号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について**

**【趣旨】**

住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民が同法の適用対象となることから、構成市町村からの共通経費負担金の算定基準を改める規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。

**【主な内容】**

(1) 構成市町村の共通経費負担金における高齢者人口割及び人口割に関する規定から「外国人登録原票」を削除する。(別表第3関係)

(2) 施行日等

平成24年7月9日から施行し、平成25年度以後に算定する構成市町村の負担金から適用する。

≪ 報告 ≫

**報告第 2 号 平成 23 年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方自治法施行令第 146 条第 1 項の規定により、平成 23 年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成 24 年度へ繰り越したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 住民情報システム管理運営事業ほか（全 44 事業）

繰越額 13,189,628,250 円

**報告第 3 号 平成 23 年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、平成 23 年度南相馬市一般会計予算のうちから平成 24 年度へ事故繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 環状 1 号線整備事業ほか（全 3 事業）

繰越額 43,180,468 円

**報告第 4 号 平成 23 年度南相馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費の繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方自治法施行令第 146 条第 1 項の規定により、平成 23 年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成 24 年度へ繰り越したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 現年発生公共災害復旧事業（小高北部）ほか（全 2 事業）

繰越額 24,000,000 円

**報告第5号 平成23年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計繰越明許費の繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成23年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成24年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 水処理施設管理一般経費  
繰越額 6,000,000円

**報告第6号 平成23年度南相馬市農業集落排水事業特別会計繰越明許費の繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成23年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成24年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 現年発生公共災害復旧事業  
繰越額 495,374,850円

**報告第7号 平成23年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成23年度南相馬市水道事業会計予算のうちから、平成24年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 災害復旧事業（小高水道漏水調査業務委託ほか）  
繰越額 45,812,900円

**報告第 8 号 平成 23 年度南相馬市工業用水道事業会計予算繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、平成 23 年度南相馬市工業用水道事業会計予算のうちから、平成 24 年度へ繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 災害復旧事業（牛来浄水場法面崩落災害復旧工事ほか）

繰越額 115,677,450 円

**報告第 9 号 平成 23 年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について**

**【趣旨】**

地方公営企業法第 26 条第 1 項及び第 2 項ただし書の規定により、平成 23 年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、平成 24 年度へ繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

1 地方公営企業法第 26 条第 1 項による建設改良費の繰越

繰越事業 災害復旧事業（鹿島区公共下水道災害復旧（1 工区）工事ほか）

繰越額 865,298,000 円

2 地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書による事故繰越

繰越事業 北泉浄化センター解体工事

繰越額 16,380,000 円

**報告第 10 号 専決処分の報告について**

**【趣旨】**

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

**【専決第 4 号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成 24 年 5 月 18 日専決】**

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

**2 損害賠償の額**

9, 100円

うち保険等により補てんされる額	9, 100円
市が自ら負担する額	0円

**3 損害賠償の理由及び和解の内容**

平成24年1月6日午前9時20分頃、鹿島区浮田字羽竜地内において、十字路交差点を公用車で直進した際、左方向から進入して来た相手方車両の前部と接触し、損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

**【専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成24年5月28日専決】**

**1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名**

**2 損害賠償の額**

55, 000円

うち保険等により補てんされる額	55, 000円
市が自ら負担する額	0円

**3 損害賠償の理由及び和解の内容**

平成24年2月24日午後4時40分頃、南相馬市立石神第一小学校敷地内において、相手方車両が走行中、道路を横断している側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両の底部分に接触し、損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。